

1. 2015 年度営利事業所得税の中間納税について、財政部税務ポータルサイトで印刷可能なバーコード付き納付書の利用が推奨される。また、納税額が 2 万元以下の場合、コンビニエンスストアで納税することができる (財政部高雄国税局 2015/8/14)
2. 営利事業者が計上した ETC 通行費について取得すべき証憑(財政部南区国税局 2015/8/10)
3. 営利事業者が従業員旅行のために支払った費用を従業員の所得に加算するかどうか(財政部台北国税局 2015/7/30)
4. 商業会計処理準則第 2 条(経商字第 10402419000 号) (經濟部 2015/7/24)
5. 従業員の旅費について使用目的が証明できないと、税務局より否認される。(財政部南区国税局 2015/7/21)

公表元	財政部高雄国税局
テーマ	2015 年度営利事業所得税の中間納税について、財政部税務ポータルサイトで印刷可能なバーコード付き納付書の利用が推奨される。また、納税額が 2 万元以下の場合、コンビニエンスストアで納税することができる
公表内容	<p>財政部高雄国税局によると、2015 年度営利事業所得税の中間納税(12 月決算会社)が 2015 年 9 月 1 日から始まり、中間納税すべき営利事業者は、税務機関で納付書を取得またはインターネット中間申告システムから納税書を印刷する方法のほか、財政部の税務ポータルサイト(<a href="http://www.etax.nat.gov.tw">www.etax.nat.gov.tw</a> トップページ)「電子申報繳稅服務」&gt;「自繳繳款書三段式條碼列印(線上版)」&gt;「營利事業所得税暫繳稅額繳款書(自行繳納)」の順に操作、またはトップページ下方の「自行印製繳款書」の図示を直接クリックでバーコード付きの納付書を印刷し、現金もしくは小切手により金融機関等にて納税することができる。また、納税額が 2 万元以下の場合、バーコード付きの納付書によると納税期限内であればコンビニエンスストアにて現金により納税することができる。</p> <p>当局は更なる説明によると、徴税側・納税側双方のコスト削減のため、中間納税手続きが簡略化されており、その手続きは以下の通り:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、獨資、パートナー組織及び小規模営利事業と確定された事業者は、中間申告及納税は免除される。</li> <li>2、2014 年度の営利事業所得税決算申告時の要納付税額の 1/2 を中間納税額とし、かつ中間納税額を投資税額控除、行政救済の留保税額及び源泉徴収税額と相殺しない場合は、国庫に中間納税額を納付すれば、中間納税申告書の記入及び国税局への申告は必要としない。また、上記の計算方法による中間納税額が 2,000 元以下の営利事業者は、中間納税申告及び納税は必要ない。</li> </ol> <p>最後に当局は、中間納税申告に申告延期の規定はなく、必ず 9 月 30 日以前に納税及び申告を完了するよう、特別に注意喚起している。</p>
公表日	2015/8/14

公表元	財政部南区国税局
テーマ	営利事業者が計上した ETC 通行費について取得すべき証憑
公表内容	<p>国税局は最近、営利事業者が ETC (高速道路通行料電子精算システム) 通行費の支払について、用意すべき証憑は何かという質問をしばしば受けている。</p> <p>南区国税局によると、ETC 通行費の支払方式は、前払い及び後払いの 2 種類の方式がある。前者は先に IC プリペイド・カードを購入し、実際に通行した際に自動的に控除され、後者は通行費の支払通知書を受領した際に支払うものである。営利事業者が ETC 通行費を計上する場合に、それぞれの方式に基づき証憑を取得することに注意が必要である：</p> <p>一、IC プリペイド方式</p> <p>営利事業者が IC プリペイド・カードを購入する際、遠通会社 (ETC の運営会社) の直営小売店または指定された店舗が発行した代納証憑を取得する。もしクレジットカードで購入する場合、銀行のクレジットカード利用明細により支払を証明することができる。但し、プリペイド・カードの購入 (または追加チャージ) は前払の性質となるため、実際に高速道路を利用した部分を当年度の費用にすべきであり、実際に高速道路を利用したことを証明する証憑は、利用者または出張者の証明 (個人名の社有車または個人の証明に適用)、遠通発行の通行記録明細表 (企業顧客に適用) である。当年度末に未使用の部分については当年度の費用に計上してはならず、前払費用に振替えなければならない。</p> <p>二、後日支払方式</p> <p>もし遠通会社の直営小売店または指定された店舗にて現金で支払う場合、代納証憑を取得する。また、銀行口座引落しまたはクレジットカード払いの場合、銀行の口座明細またはクレジットカード利用明細を支払証明とする。また、後日支払方式の場合、もし遠通会社が追加手数料を請求する場合、遠通会社が発行する統一発票を証憑とする。</p> <p>当局は営利事業者に対し、通行費に関しては上記の証憑取得の必要性に加え、会社の本業及び付随業務と関連してはじめて費用として認められることを注意喚起している。</p>
公表日	2015/8/10

公表元	財政部台北国税局
テーマ	営利事業者が従業員旅行のために支払った費用を従業員の所得に加算するかどうか
公表内容	<p>財政部台北国税局によると、時々源泉徴収義務者からの質問で、会社の従業員旅行費用を従業員の所得に加算して課税する必要があるかどうかというものがある。当局の説明は以下の通り：</p> <p>一、従業員全員が参加できる旅行： 法令による職工福利委員会の設立の有無を問わず、従業員全員が参加できる国内・国外旅行について支払った費用は、従業員の所得とはしない。</p> <p>二、定額の現金の補助または特定の従業員（例えば、一定の勤務年数、職位階層、業績達成を条件とするなど）を対象とする旅行： 1.法令により職工福利委員会を設立し福利金を拠出している営利事業者は、当該対象従業員の所得とし、福利委員会が所得税法第 89 条第 3 項に基づき源泉徴収票を申告する。一方、福利金の支給基準を超過する旅行費を営利事業者が負担する場合、同法第 14 条第 1 項第 3 類に基づき、従業員の補助に該当するため、従業員の給与所得として源泉徴収する。 2.職工福利委員会を設立していない場合、所得税法第 14 条第 1 項第 3 類に基づき、従業員の補助に該当するため、従業員の給与所得として源泉徴収する。 当局はさらに説明し、営利事業者が職工福利金条例に基づき拠出した福利金から支給する各補助費の中で、従業員自身の過去の給与から拠出した部分は給与の返戻であり、当該部分はすでに給与支給年度に所得税を課税されているので、この部分に再度所得税を計算する必要はない。</p>
公表日	2015/7/30

公表元	經濟部
テーマ	商業会計処理準則第 2 条 (2015 年 7 月 24 日 經商字第 10402419000 号)
公表内容	<p>商業会計処理準則第 2 条で定める一般公認会計原則の定義は以下の通り： 商業会計処理準則第 2 条で定める一般公認会計原則は「財団法人中華民國会計研究發展基金會在公布する、各号の企業会計準則公報及びその解釈」である。 2016 年 1 月 1 日から適用する。但し、2015 年度の会計年度から適用することもできる。(經濟部 2015 年 7 月 24 日 經商字第 10402419000 号)</p>
公表日	2015/7/24

公表元	財政部南区国税局
テーマ	従業員の旅費について使用目的が証明できないと、税務局より否認される
公表内容	<p>南区国税局によると、営利事業者が支払った各費用は費用支払の事実があるかを判断するだけでなく、当該費用が事業活動と関連している必要がある。もし本業及び付随業務以外で発生した費用の場合、事業活動による収入とは関係がなく、収入と費用の対応原則に基づき、営利事業者の費用または損失として計上することはできない。</p> <p>当局は実例を挙げて説明する。管轄内のある会社の2011年度の営利事業所得確定申告を審査した際、旅費が150万円計上されていたが、当該会社の従業員甲氏は海外子会社の営業マネージャーを兼任しており、長期的に海外に駐在し海外子会社へ200日あまり出張した旅費が120万円に達していたのを発見し、現地子会社の業務を行っていることが疑われた。会社は、甲氏は2カ国を行き来し、会社の海外業務を開拓すると同時に両者の業務を処理しているため、その海外出張の日当費は業務と関連する必要な費用と主張したが、甲氏の出張での訪問相手、内容及び関連資料を提出することができず、当該旅費の会社の事業との関連性を証明することができなかったため、最終的に否認された。</p> <p>国税局は、費用を否認されないよう、営利事業者が旅費を計上し申告する際には、関連する証憑を取得するのに加えて、当該費用が事業と関連している必要が有ることを注意喚起している。</p>
公表日	2015/7/21

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

手続期日		手続内容
自	至	
1/1	2/2	各種源泉徴収及び源泉徴収免除票、利益配当票、信託財産の各類所得票資料申告
2/1	2/28	資産再評価申請(暦年制を採用する場合)
2/1	2/10	小規模営業人の第 4 四半期(前年度の 10-12 月)の営業税納付
5/1	6/1	営利事業所得税確定申告、株主税額控除可能口座変動明細表及び前年度の未処分利益の確定申告
5/1	5/10	小規模営業人の第 1 四半期(1-3 月)の営業税納付
8/1	8/10	小規模営業人の第 2 四半期(4-6 月)の営業税納付
9/1	9/30	営利事業所得税の中間納税申告 (暦年制を採用する場合)
11/1	11/10	小規模営業人の第 3 四半期(7-9 月)の営業税納付
毎月 1 日	毎月 15 日	毎月を一期として営業税申告する許可を受けた営業人が、前期(前月)の売上額、要納付税額または還付税額を申告
奇数 月の 1 日	奇数月 の 15 日	営業人が前期(前 2 か月)の売上額、営業税要納付税額または還付税額を申告
会計年度終了 前 1 か月以内		新規設立営利事業者の青色申告書使用の申請

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

#### EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

EY 台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com) をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young, Taiwan  
All Rights Reserved.

APAC no. 14002014

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.ey.com/taiwan](http://www.ey.com/taiwan)